

第 8 1 1 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 3 年 1 月 1 4 日（金）午後 1 時 3 0 分から
場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

1 出 席 点 呼

2 開 会 宣 言

3 第 8 1 0 回教育委員会会議録の承認について

4 第 8 1 1 回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告（一般事務報告）

地方機関職員の交通事故に係る和解について

（生涯学習課）

6 議 事

第 1 号議案 職員の人事について

（総務課・教職員課）

第 2 号議案 職員の退職手当について

（福 利 課）

第 3 号議案 宮城県スポーツ振興審議会への諮問案について

（スポーツ健康課）

7 課長報告等

（ 1 ）「学ぶ土台づくり」推進プログラム中間案について

（教育企画室）

（ 2 ）平成 2 3 年度宮城県公立学校教職員採用予定者情報交換会について

（教 職 員 課）

（ 3 ）平成 2 2 年度全国体力・運動能力，運動習慣等調査結果の概要について

（スポーツ健康課）

8 資 料（配付のみ）

宮城県美術館特別展「アートみやぎ 2 0 1 1」について

（生涯学習課）

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉 会 宣 言

第 8 1 1 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 3 年 1 月 1 4 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長

4 説明のため出席した者

菅原教育次長, 高橋教育次長, 吉田総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 熊野義務教育課長, 菊池特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西條参事兼生涯学習課長, 後藤文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 1 0 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 | (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 1 1 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 | 佐々木委員及び佐竹委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

教育長報告

地方機関職員の交通事故に係る和解について

議 事

第 1 号議案 職員の人事について

第 2 号議案 職員の退職手当について

委 員 長 | 「教育長報告」と「議事」のうち第 1 号議案と第 2 号議案については, 非開示情報が含まれていることから, その報告及び審議については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議について秘密会とする。

なお, 第 1 号議案については, 速やかに事務処理を行う必要があることから, 秘密会での審議等を直ちに行ってよろしいか。

(委員全員異議なし)

それでは, これより秘密会での審議等を行い, その後で秘密会以外の審議等を行う。

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

9 議 事

第 3 号議案 宮城県スポーツ振興審議会への諮問案について

(説明者 : 教育長)

資料は 1 5 ページから 2 3 ページまでとなる。

資料 2 2 ページを御覧願いたい。宮城県スポーツ振興審議会は, スポーツ振興法第 1 8 条第 1 項の規定に

基づき、設置が義務づけられているものである。また、同法第4条第4項では、スポーツ振興基本計画を定める場合にあっては、あらかじめスポーツ振興審議会の意見を聞かなければならないと規定されていることから、今般、当審議会に諮問を行うものである。

現在の「宮城県スポーツ振興基本計画」は平成14年11月に策定し、平成15年度からの10ヶ年の計画となっており、平成24年度の本計画の期間満了に伴い、新しい「宮城県スポーツ振興基本計画」を策定する必要がある。

なお、新しい計画を策定するにあたっては、国の「スポーツ立国戦略」の目標と方向性を勘案しながら、宮城の将来ビジョンや教育振興基本計画を踏まえ、本県の課題と環境変化に対応した計画づくりに努めたいと考えている。

詳細について、スポーツ健康課長から説明申し上げる。

(説明者：スポーツ健康課長)

資料の18ページを御覧願いたい。

1の「スポーツ振興基本計画の位置づけ」について、平成15年度を初年度として策定された現在の計画は、宮城県総合計画の基本理念である「真に豊かな、安心とゆとりの地域づくり」及び宮城県教育基本方針の「感動と活力あるスポーツライフの創造」を指針として、スポーツ振興法に基づき、国のスポーツ振興基本計画を参酌しながら実情に即した今後のスポーツ振興の基本方向を示したものである。

次に、2の「現在のスポーツ振興基本計画の概要」について、基本方針は、県民誰もが生涯にわたってさまざまな形でスポーツに親しみ、充実したスポーツライフを送ることができる「県民総スポーツ社会」の実現と、県民がスポーツの持つ素晴らしさを実感しながら生涯を通じてスポーツに親しみ、地域に根ざした「文化」として定着することを目指しているものである。

この基本方針に基づき、施策を3つの柱とし、それらを基盤的に支える「スポーツ施設の整備充実」と併せ、4つの体系に大別し、これらの施策を相互に連携させながら計画の推進に努めているものである。4つの施策体系は、次のページのとおりである。

3の「現計画に基づき講じた施策による成果と課題」については、それぞれの施策の柱ごとの成果と課題となる。

まず、施策 。生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みについては、計画期間の中間年である平成18年度に実施したスポーツに関するアンケート調査では、成人による週1回以上のスポーツ実施率は49.2%であり、計画策定前の平成13年の14.6%に比べ大きく改善しており、生涯スポーツの普及が進んでいるものと認識しているものである。

次に、施策 。競技水準の向上については、平成13年の「新世紀・みやぎ国体」での総合優勝以降、今年度まで9年間にわたり10位台を維持している。また、この間、アテネオリンピックでは銅メダル、トリノオリンピックでは金メダルを獲得するなど、国内外において活躍する選手が育っているものである。

次に、施策 。地域と連携した学校体育・スポーツの推進については、子どもの体力・運動能力が向上の兆しを見せているものの、依然として全国水準には届かない状況にあることから、スポーツの楽しさを実感させながら、生涯スポーツの基礎となる学校体育のさらなる充実を図っていくことが求められている。

次に、4の「新たなスポーツ振興基本計画策定に当たって」は、国では昨年8月に「スポーツ立国戦略」を策定し、我が国の「新たなスポーツ文化の確立」を目指すため、する人、みる人、支え・育てる人を重視することを基本的な考え方として、今後、概ね10年間で実施すべき5つの重点戦略、政策目標、重点的に実施すべき施策と体制整備の在り方が示されたところである。

本県でも、現在の計画を策定した平成14年度以降、宮城の将来ビジョンをはじめ、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、教育振興基本計画が策定されたところである。全国的にみても貴重なプロスポーツの集積が見られるなど、スポーツ行政を取り巻く状況は大きく変化している。計画の策

定にあたっては、現計画の強化及び国の「スポーツ立国戦略」の方向性、本県の課題や変化を十分に踏まえながら進めていくものである。

20ページを御覧願いたい。5の「新たな計画の策定体制」については、教育庁内に検討組織を設置し、県民やスポーツ団体、市町村などの意見を聞き、スポーツ振興審議会と協議・検討を加えながら進めていくものである。

21ページを御覧願いたい。6の「新たな計画の策定スケジュール」として、平成22年度から25年度までのスケジュールを記載しているものである。

まず、平成22年度の「事務局」の欄を御覧願いたい。昨年12月に、スポーツに関する県民アンケート調査を実施したところであり、現在、基礎的資料の収集及び分析作業を行っているところである。この調査の内容については、2月18日開催予定の第1回目のスポーツ振興審議会において、現在の成果と課題に係る基礎データとして提示する予定である。また、「定例教育委員会」の欄を御覧願いたい。本日、御審議いただいた案について、同じく審議会に諮問することとしている。

平成23年度には、7月のスポーツ振興審議会委員の改選後、第2回目のスポーツ振興審議会を開催し、基本的方向、計画・骨子の検討に入る予定である。その後、審議会の委員長が指定する審議委員とともにワーキンググループを設置し、内容の検討を行った上で、第3回目の審議会へ新しいスポーツ振興基本計画の中間案を提出したいと考えている。

平成23年度の後半には、教育委員会及び議会の文教警察委員会において、その中間案を報告することとしている。平成24年度には、パブリックコメントを実施し、スポーツ団体や市町村の意見聴取を行う予定である。

これらを踏まえて、検討会等で計画案について再調整を行った後、第6回目のスポーツ振興審議会において最終審議を行い、答申を得たいと考えているものである。その答申を受け、教育委員会で計画案の了承を得た後、議会の文教警察委員会に報告を行い、11月議会において計画案の議決を得るというスケジュールとしているものである。

詳細については以上のとおりである。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)	
佐 竹 委 員	スポーツ振興審議会委員の構成員はどのような方々になるのか。各スポーツ団体からの代表者であったりするのか。
スポーツ健康課長	現在、委員は14名であり、そのうち公募委員が2名である。構成は、スポーツ団体、学識経験者、行政機関、報道機関、体育協会等であり、その委員長として、東北大学の中島教授が選出されている。
勅 使 瓦 委 員	平成24年の9月ないし10月頃に、定例教育委員会で最終的な計画案の審議を行い、11月議会で議決を受けたいとのことであるが、今後10年間の重要な計画であることから、この1回の定例教育委員会では審議を尽くせないと感じられるがどうなのか。
スポーツ健康課長	スケジュールとしては、そのような置き方をとっているが、平成24年2月頃に計画の中間案を教育委員会に報告し、各委員の意見を伺うこととしている。その意見を検討会議等で調整し、最終的な計画案に反映させた上で、教育委員会に付議するという予定としている。さらに、平成23年7月ないし8月に、計画の基本的方向や骨子等について教育委員会に報告し意見を伺いたいと考えているが、時期的に、宮城県が開催当番の東北総合体育大会と重複するため、このスケジュールにはまだ反映させていない事情がある。
教 育 長	今回のスケジュールは、あくまで一応の想定である。今後の進捗状況を見ながら、逐次、教育委員会の場に報告等を行い、十分に、各教育委員の意見を受け止めていきたいと考えているものである。

委員 長	<p>この「スポーツ振興」は賛成である。現在、サッカーのアジアカップが開催されているが、それを見ると我が日本にも、世界の中で結果を出す、成績を上げるという若者がしっかり育っており、国民的にも意気軒昂になれるという部分がある。</p> <p>その一方で、長寿社会化がすすんでいき、さらに全体の人口も減少していくため、働く年齢は65歳までと言わず、75歳などにならざるを得ない可能性もある。そのような時代においては、みんなが健康で、年齢が進んでも相応に体が動き活動できる状況をつくっていくということが必要と考える。「スポーツ振興」というと、やはり、「競技」にウエイトを置いてしまいがちなので、「健康で、長くしっかり働いていく。活動していく。」という部分の話も、是非お願いしたい。</p> <p>もう一つの話として、スポーツ以前のものがあるように感じている。さきほどのサッカーを例にすると、ブラジルやアルゼンチンなどの南米のサッカー選手が有している身体能力である。あの身体能力は、競技としてのスポーツで鍛えられたというよりは、子どもの時分から、「ボールを蹴る。ボールと遊ぶ。」ということを通じて身に付けている。つまり、競技活動で体得したものではない、個人が身に付けた特殊技能という部分が、相当にあると思われる。そういう意味では、競技場の中のことだけではなく、もっと身近な野原や空き地などで行われる草野球や草サッカーとかの重要性が実は高いと感じているものである。</p> <p>ブラジルのサッカー選手などを見ていると、自分の足さばきに惚れ惚れしつつ、喜んで競技しているという感じがする。あのようなクリエイティブな人を育てていくということも、重要なことであると思うので、競技活動以前の部分にも、光を当てていただきたい。</p>
スポーツ健康課長	<p>委員長の話のとおり、県の教育振興基本計画の中においても、幼少時から高齢時までのライフワークの中で、「スポーツ社会」を意識して位置付ける考え方を示しており、新しい計画はその考え方を踏襲するものとなる。</p> <p>そして、子どもの体力・運動能力が低下していることについて、色々な時代背景が理由であり、委員長の言う「外遊びが少ない。」ということもあることから、それらのことを含めて、運動を習慣化することが重要であると感じている。</p> <p>それから、ブラジルのサッカー選手を例とされた部分については、子どもたちが、幼少期からスポーツに親しむ、体を動かすことを楽しみにするということが基本であると考えている。日常生活の中で、スポーツに親しむ気風や意識を醸成しながら、スポーツをすることの涵養を図っていく、スポーツの世界に誘うというプログラムの作成を目指していきたいと考えている。</p>
委員 長	<p>その点が非常に重要である。絵を描くことであったり何にでも当てはまるが、学校で教えられると、半分以上はそれが嫌いになる人が出てくる。上手な人は好きになるが、下手な人はどんどん嫌いになってしまうということである。</p> <p>「遊び」という中では、少しずつ進歩していく、進歩していけるという部分があることから、そのことを、どのようにして「小さいときからお年寄りまで」実践できるかということが、大きなテーマになってくると思うものである。</p>
スポーツ健康課長	<p>その件に関連するが、昨年の暮れ、楽天野球団の方が来庁したときの話の中で、平成17年以降、球場の見学ツアーを実施しており、はじめの頃は年間3,000人くらいの参加者であったが、今では年間10,000人を超える状況になっている。</p> <p>そのときに、球場に来た子どもたちが一番最初にすることは、グラウンドに寝転がるということで、誰も何も言わなくても、子どもたちはそういう行動をとる。DNAに刻</p>

み込まれているのだろうということであった。そういうエピソードからも、やはり幼少期からそのような場所を提供して、「遊ぶ」ということが重要ではないかと感じられるものである。委員長の話のとおり、スポーツ以前に、まずは子どもたちが、本能的に体を動かすことが好きになるような環境を提供し、それを育ていき、その後、集団の枠の中、規範の中で、スポーツに親しんでいくというプロセスについても、色々な意見を踏まえて検討していきたい。

委員長 （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

10 課長報告等

(1) 「学ぶ土台づくり」推進プログラム中間案について

(説明者：教育企画室長)

このプログラムは、幼児教育の振興に係るものである。まず、資料1の「5 策定の経過と今後の予定」を御覧願いたい。

昨年6月に設置した外部有識者等で構成される策定懇話会において、これまで、5回にわたりその御意見を伺いながら、当該プログラムの策定作業をすすめてきたところである。懇話会のメンバーは資料の2ページ目に記載のとおりで、川島東北大学加齢医学研究所教授をはじめとして、御覧の13名の委員となっている。

また、現在に至るまでの間、幼児教育の現状と課題を把握するための実態調査や、市町村及び市町村教育委員会、その他関係団体などからの意見聴取を行ってきている。さらに、昨年11月から12月にかけては、県民を対象としたパブリックコメントを実施しており、それらの意見を踏まえ、今回の中間案となっている。

当初このプログラムについては、「プログラム」という呼び名のとおり、主に事業を中心としたアクションプログラムの構成を想定していたものであるが、幼児教育については、これまでその重要性を認識しつつも、具体的な方向性を提示するに至っていなかったこともあり、目指す子どもの姿や目標といった幼児教育に関する方向性などを今回のプログラム策定を機に提示し、その方向性に沿った施策として取りまとめたところである。

今回は中間案として現在までに取りまとめたものを提示し、各委員の意見を伺い、最終的には、3月の教育委員会で計画案の議決を得るなどの手続きを経て、成案としたいと考えているところである。

それでは、この中間案の概要について、同じく資料1の「1 策定の趣旨」を御覧願いたい。幼児教育を充実していかなければならない背景としては、子どもたちに、人と関わる力の不足や、基本的な生活習慣の定着度の低下が見受けられており、このような問題と幼児期の教育との関係性が指摘されていることから、幼児期の教育に関して、さらに踏み込んだ取り組みへの着手が求められていることが挙げられる。そのため、県教育委員会では、昨年3月に策定した教育振興基本計画の中で、幼児教育の充実に関する取り組みを位置づけ、今年度当初から策定作業を行ってきているものである。

そして、1の2段落目のかぎ括弧の中の記載のとおり、幼児期を「将来の自立のために様々な能力の基礎を築く時期」、つまりこの時期を「学ぶ土台」ととらえ、この時期に様々な能力を身につけていくための素地をつくり、小学校就学後は、子どもが持つ力を十分に伸ばせるようにしていくために、幼児期により質の高い教育を提供することができるよう、方向性や取り組みなどを取りまとめることとしたものである。

次に、「2 プログラムの位置づけ」について、本県の教育及び次世代育成支援には、これらの分野の道しるべとなる「宮城県教育振興基本計画」及び「新みやぎ子どもの幸福計画」がある。「学ぶ土台づくり」推進プログラムは、これらの計画に基づく幼児教育に関するプログラムと位置づけるものである。

「3 プログラムの対象及び幼児教育の定義」について、対象は宮城県に居住するすべての小学校就学前の子どもであり、プログラムという幼児教育とは、対象となる子どもに対して行われる教育・保育を意味し、

家庭，地域社会，幼稚園，保育所など，子どもが生活する全ての場において行われる教育・保育としている。

「4 プログラムの期間」については，県政運営の基本指針である「宮城の将来ビジョン」との一体性に配慮し，このプログラムの期間は，平成23年度から25年度までの3か年としているものである。

続いて，中間案の概要について御説明申し上げます。資料2，A3横の資料を御覧願いたい。これは，資料3として配付している別冊資料「中間案」の骨子を取りまとめたものとなる。本日は，この資料2により御説明申し上げます。

中間案は4章構成となっている。資料2の左上，第1章「プログラムの策定に当たって」を御覧願いたい。そこには，ただいま説明申し上げた「策定の趣旨」，「プログラムの位置づけ」，「プログラムの対象及び幼児教育の定義」，「プログラムの期間」，そして「プログラム策定の経過」を記載している。その下の第2章「本県幼児教育の現状」について，第2章の1「幼児教育を取り巻く社会の状況」では，「少子化と核家族化の進行」，「親の就労状況の変化」，「家庭と地域社会の変化」，「子どもの育ちの変化」といった4つの観点を記載している。次に，その右側，第2章の2「本県幼児教育の課題」では，このような現状の中で昨年実施した実態調査や，策定懇話会での各委員からの意見などから見てきた幼児教育の課題を記載している。

(1)では，親が関わる時間の減少，親の生活習慣に子どもの生活習慣を合わせる親，他者へ依存しがちな親，地域で孤立し子育てに悩む親の存在といった指摘などから浮かび上がった「親子のかかわり」を拾い上げている。(2)では，午後10時以降に就寝する子どもが，実態調査での回答の約33%にも上るといった基本的な生活習慣の状況。(3)では，家族行事を除けば，遊びを中心とした体験活動が日常的に行われている割合が低いということ。また，室内を中心とした遊びが多いという状況にもあること。(4)では，遊びと発達の連続性を確保する上で重要な幼稚園，保育所，小学校の連携については，就学時の事務的な引継ぎだけという実態調査での回答もあるなど，その内容と度合いに差異があるという状況となっている。

以上の4点を，本県幼児教育の主な課題としてとらえ，その課題に対応する形で，次の第3章「プログラムの目標」を設定したということとなる。

はじめに，第3章の1「目指す子どもの姿」では，心身ともに健やかで，積極性，主体性，夢や多くの可能性を持った子どもを意味する，キャッチフレーズ的な「元気いっぱい，夢いっぱい，きらりと光る“みやぎっ子”」を掲げ，その実現に至るプロセスとして，「遊びや自然・人とのかかわりを通して，豊かな心をはぐくむ」という表現を付記している。そして，この「目指す子どもの姿」の実現と，先ほど説明申し上げた課題へ対応するための目標として，第3章の2で4つプログラムの目標を，主に策定懇話会の意見を尊重して，取りまとめたものである。

まず，1つ目の「親子間の愛着形成の促進」について，親子間の愛着形成は，子どもの心の健全な成長や発達，特に物事に積極的に関わろうとする姿勢の涵養に大きな役割を果たすことから，そのための環境づくりを行おうとするものである。2つ目の「基本的な生活習慣の確立」について，子どもの基本的な生活習慣の定着のためには，親自らが規則正しい生活を送るよう努める必要があることから，親のワーク・ライフ・バランスも視野に入れながら，社会全体で取り組むための環境づくりを行おうとするものである。3つ目の「豊かな体験活動による学びの促進」については，遊びを中心とした体験活動を通して，道徳性や社会性，自発的な行動など，社会生活を営んでいく上での原点となるものを獲得していくことが必要であることから，様々な体験活動が実践できるよう，その取り組みを一層充実しようとするものである。最後の4つ目，「幼児教育の充実のための環境づくり」については，幼稚園・保育所などから小学校への円滑な接続や，特別な支援を必要とする子どもへの適切な対応などのために，教育と福祉の連携による環境整備のほか，家庭，地域社会，幼稚園・保育所，行政など関係する主体がそれぞれの責務を果たすよう，働きかけを行おうとするものである。

続いて，資料の右半分にある第4章「施策の展開」では，4つのプログラムの目標につながる12の重点的取組と，その具体的な内容を記載しているものである。目標1に対応した重点的取組は2つで，「親子のかかわりの促進」と「親の育ちを支援する環境づくり」を掲げている。その代表的な具体的取組としては，

「親子のかかわりの重要性についての啓発」や「子育て応援隊を通じた社会全体で子育てを進める機運の醸成」などを記載している。

次に、目標2に対応した3つの重点的取組は、「社会総がかりの取組による基本的生活習慣の確立」と「体力の向上と食育の推進による望ましい食習慣の確立」、そして「ワーク・ライフ・バランスの促進」を掲げており、その具体的な取り組みとしては、「“はやね・はやおき・あさごはん”の励行」や「食育の推進」、「ワーク・ライフ・バランスについての啓発」などを記載している。

目標3に対応した3つの重点的取組は、「地域の資源・人材を活用した体験活動の充実」、「遊びの環境づくり」、「人とかかわる体験の充実」を掲げ、その具体的な取り組みとして、「家族行事や家事への積極的な参加」や「地域資源の有効活用などによる遊びの環境づくり」、「異世代交流の促進」などを記載している。

目標4に対応した4つの重点的取組は、「幼・保・小の連携と小学校への円滑な接続」、「職員の資質の向上」、「特別支援教育の推進と理解の促進」、「地域における支援体制の充実」を掲げ、その具体的な取り組みとして、「モデル地区の指定による幼稚園・保育所・小学校の連携体制モデル案の提示」や「合同研修の実施」、そして「特別な支援を必要とする子どもの早期発見のためのシステムづくり」、「地域における教育ネットワークの整備」などを記載しているものである。

このような取り組みの主体が誰であるかについては、資料3、別冊の本文に記載している。例として13ページを御覧願いたい。13ページの「目標1 親子間の愛着形成の促進に向けて」では、目標に向けての取組として、箱書き欄に重点的取組1, 2を記載しており、重点的取組1の（親子のかかわりの重要性についての啓発）では〈行政〉とあり、これは行政の役割であるとしているものである。次の14ページの（親子の共同作業を促す取組）については〈教育現場〉、その下には〈教育現場・行政〉と記載しているものであり、このような主体が、それぞれの役割を担っていくべきであろうという整理としている。

以上が、「学ぶ土台づくり」推進プログラム中間案の概要となるが、このプログラムの重要なポイントは、先ほど申し上げた、家庭、地域社会、教育現場、行政といった4つの主体が、いかにして幼児教育に関わるのか、様々な主体を巻き込んだ動きがどのようにできるのかということではないかと考えているところである。県が、率先してこのプログラムの策定に踏み出したものの、直接的に県が取り組めるところは限られている。しかしながら、このプログラムの発信が起点となり、幼児教育の充実に向けた動きが加速し、ひいては本県教育の全体的な底上げにつながるよう期待するものである。そのためにも、策定に当たっては、多くの関係者の意見を踏まえた構成としており、各教育委員におかれては、是非、大所高所からの御意見を願ひ申し上げたい。

本件については、以上のとおりである。

（補足説明：教育長）

参考事項となる。資料1の「5 策定経過」にあるとおり、昨年10月に素案をまとめており、その素案について、パブリックコメントや関係団体への意見照会を行い、そこから出てきた意見等を踏まえて若干の修正を行い、この中間案をまとめたという経緯がある。その上で、中間案を12月の懇話会において、さらに議論を行ってもらったところである。その際の経緯として、素案を中間案化する段階で若干の調整を行っているが、資料2の第3章の1「目指す子どもの姿」という部分については、これは考え方のもっとも基本になるところであるが、その表現に敢えて調整を加えなかったというところがある。パブリックコメント等では、例として「“きらりと光る”という意味合いがよく分からない。」などの指摘があったが、この表現を修正するというのではなく、懇話会で議論をすべきと考え、修正を行わず中間案の提示を行った。

その上で、事務局としては、パブリックコメント等で色々な指摘があったことも踏まえ、代替案も含めて修正もあり得るという提案を行い、懇話会で議論をしていただいたが、結果として「現状どおり」になったものである。

この「目指す子どもの姿」の表現については、このプログラムの基本的な部分であることから、この教育

委員会において、各委員の御意見を賜りたいと考えているところである。

(質 疑)

佐々木委員

全体として、とてもよく考えていただいたものであると思う。「学ぶ土台づくり」ということで、学習していくための一番の基本は、自分には価値があると思えるように育っていくことであると考え。例えば、自分はすごく愛されている、自分には力がある、能力がある、素晴らしい可能性がたくさんある、自分は認められる、自分は受け入れることができるといった気持ち、つまり「自信」を持つということであり、幼い頃に色々な体験を通して、それを経験できるということが非常に重要であると考え。

そのような部分が、「目指す子どもの姿」の中に入っていてほしい。自分に自信が持てる子、自分はたくさんの可能性を持っているとの思いを持てる子、それが、学びの出発点に必要なのではないかと感じる。

全国学力・学習状況調査の中の統計データにおいて、小学校の段階で既に、自分を好きではなくなっている、自分は何かができると思わないと回答している子どもがいたところであり、これからの学びの可能性を喪失しているという危機感を、私は感じたところである。そういうことから、学びの最初の出発点を、大事に育ててあげられるような表現を入れてほしいし、表現されているのであれば、明確に見える形にしていきたい。

教育企画室長

佐々木委員の御指摘である自己肯定感の部分については、目標1の「親子間の愛着形成の促進」、あるいは目標3で掲げている「豊かな体験活動」といったものを通して、育まれていくものと考えており、そのような観点から、目標や施策の展開の中で、御指摘の部分の反映させていきたい。

その到着点となる「目指す子どもの姿」について、事務局としては「伸びる」という言葉に着目し、昨年12月末に開催された策定懇話会においては、事務局意見として「未来に伸びる」という言葉ではいかがか。」という投げかけをしたところ、策定懇話会の委員の方々からは、「きらりと光る」ということでも十分に馴染むのではないだろうか。」という結論になり、提出原案のままとなっている。ただし、事務局のこの投げかけに対しては、「策定懇話会としては、意見は全て出しているので、あとは教育委員会に任せる。」という話を受けており、今後は、表現を工夫するということになると思っている。

今回、報告している中間案は、昨年末の第5回策定懇話会に提出したままのものであり、今後、成案を策定する3月までの過程の中で、より良い表現があれば修正していきたいと考えているところである。

委員 長

今の話については、ユニセフや中国、韓国などの調査でもよく出てくるもので、日本では自己否定が非常に高く、中国の4、5倍になっていたのではないかと記憶している。それは、中国の人が日本人より優れているという理由ではなく、「俺はやるぞ」「大丈夫だぞ」「元気だぞ」と思っている人が、大勢いるということであり、そのような状況にあるということは、確かに大切なことであると感じる。そのようにやる気に満ちて、何にでもチャレンジするという人を育てる方法についても検討していただきたい。

佐竹委員

親子の絆、ここでいう「親子間の愛着形成」が全てにおいて非常に重要なことであると私は考えていることから、「コミュニケーションを取る。普段からたくさん取る。」ということ、リーフレットに入れてほしい。

どのようなことであるかと言えば、「子どもをたくさん抱っこする」ということもあるが、「たくさん話をしてもらいたい」ということになる。「あなたのことは分かっている

るから」と声をかけてあげることである。

私に関わりを持っている子どもたちは、親子の会話が全くない状態で育っているというのがほとんどである。いわゆる褒められたこともなく叱責されるばかりで、「小さいときからの記憶で何が一番楽しかったの?」と聞いても、何も出てこないという家族形成が非常に多いということである。これは非行少年だけではなくて、今はそうではない少年たちでも、親子の会話ができていない。

親子のコミュニケーションには何が大切であるかと言えば、言葉は悪いが、「シンポジウム」を開催して啓発することではない。まずは、親が我が子と向き合う、当たり前のことであるが我が子との信頼関係をつくるということである。その一番基本的なことが、「声をかける」ということになる。今の時代、この普通のことが行われていないことが多いと感じられるので、是非、そのことを盛り込んでいただきたい。

「褒めて伸ばす」と昔の人はよく言ったが、先ほどの佐々木委員の話にあったことの一つの土台になるのが、「親が子を褒める」ことである。子どもが、誰に褒めてもらいたいかと言えば、それは親であり、学校では先生となる。だから、「褒めてあげる」ということはとても大切である。親子でたくさん会話をして、子どもをたくさん褒めてあげるという2点を、私は重点的に入れていただきたい。

また、この中間案には家族との食事という部分もあったが、そういった部分をもっと推奨してほしい。「何かをお膳立てする」のではなく、もっと根本的な部分で「家族」という体系について投げかけを行ってほしいと思う。

教育企画室長

親に対しての子どもへの「接し方」についての話を、どの時点で行うのが一番よいタイミングであるかについては、策定懇話会の中では、「マイナス1歳というのが非常に重要である。」と言われたところである。このマイナス1歳とは何かというと、子ども、つまり生命を授かった瞬間が一番重要ということである。その瞬間においては、どのような親であっても行政に対してアクセスしてくるということで、この瞬間を逃してしまうと、行政として関わりを持つことが難しくなる。先ほど「リーフレット」という話があったが、例えば、リーフレットを配付するタイミングとして、マイナス1歳の時期に「母子手帳」と併せて配ることができれば、一番良いのではないかと考えている。

そういった部分も含めて、来年度には、具体的に内容を詰めていきたいと考えているところであり、どのようなメッセージ発信が効果的であるかなどについて、検討していきたい。

青木委員

この中間案には、片親の親子関係について、何か方策は盛り込まれているのか。話しかける、褒めてあげるという時間を、片親であるとなかなか確保することが難しいのではないかと考えられるので、そのような人たちに対するプログラムは何か考えられているのだろうか。

教育企画室長

率直に言って、片親については具体的に想定していないところである。青木委員御指摘の部分については、今後どのような対応を行うべきかという部分で、検討させていただきたい。

青木委員

偏見と取られてしまう恐れのある話であるが、ライフサイクルの早い親子については、それがすごく早いという印象である。20歳くらいで出産して、40歳になる頃には、今度は孫ができていくようなサイクルである。それが悪いという意味では、決してないが、そのような家庭の場合、往々にして経済的にも厳しい状況にあり、子どもに十分な教育を与えられず、そのレベルが平均より下に来てしまっているのではないかと感じられる。

「シングルマザー」ということで、日常生活のサイクルやライフサイクルが早くなってしまい、子どもに「読み聞かせ」をするという家庭とは、若干違う家庭がつくられてしまっているような気がしないでもない。幼少期というのは、本来、親子の触れ合いが一番大切であるのは間違いのないことであり、それを十分に取ることができない親子に対して、どのように対処すればいいのかという視点が、このプログラムに盛り込まれるといいのではないかと感じたところである。

勅使瓦委員

私は、「目指す子どもの姿」の部分が非常に気になっている。教育振興基本計画から見れば、「学ぶ土台づくり」は一つの通過点となる。当該計画では、志（こころざし）を持った人の教育ということが「冠」になるが、そこから見ると、「学ぶ土台づくり」において「目指す子どもの姿」として、「元気いっぱい、夢いっぱい、きらりと光る」という表現に違和感がある。別に、子どもの姿は目指さなくても構わないのではないかと感じる。最終的に目指すところは、志をしっかりと持った大人をたくさん育てていくことであり、この学ぶ土台の時期は、その通過点であるにとらえれば、「きらりと光る」という部分がしっかりこない。子どものうちから光ることはなく、大人になってから光ればよいと思うものである。そういう意味からすれば、ここでの子どもの姿というのは、本当に子どもらしい子どもについて、うまく言葉で表現できるのであれば、表した方がいいだろうという気がする。

元々、子どもというのは天真爛漫で、目に映ったものを触ったり、なめてみたり、躊躇することなく感じたままにすすんでいく存在であると思っている。しかしながら、今の子どもは利口になったというべきなのか、親が色々な場面で「危ない。」ということを行うため、幼児のうちから考え躊躇してしまう。好奇心はあるが、一步踏み出せない子どもが多くなっていると感じている。そのようなときに、地域や保護者も含めて、周りでサポートしながら、子どもらしい子どもを育む環境づくりをしていくという部分で、何か適当なフレーズがあればいいと思うところである。

そのような趣旨から、私としては、無理に子どもの姿を目指さなくてもいいのではないかと考えたところであり、子どもなのだから、元気いっぱい夢いっぱいであることは当たり前であると考え、子どものときだけ光って、大人になって光らなくなるのが困ることだと思う。

教 育 長

先ほどの、私の補足説明における基本的な問題意識も、勅使瓦委員御指摘の部分となる。「元気いっぱい、夢いっぱい」という表現についてはいいとしても、「きらりと光る」という表現が気になっているところである。県教委として、どのような人づくりを目指すのかと言った場合、「社会に出たときに自分の思いをしっかりと貫き、力を発揮できるような人間」、そういった人間を目指すべきだと思うことから、そのための素地を、幼児の段階でつくっていくべきであると考えている。そのように考えれば、子どものうちから光る必要はなく、将来、光ればよいことであることから、この「きらりと光る」という表現が気にかかる次第である。

勅使瓦委員

関連する部分で、幼稚園や小学校の低学年まで、一般的に早生まれと言われる子どもは、体力面でも勉強面でも、同じ学年の中でついていくことが難しい。それは、何となく分かっているが、幼稚園や小学校に入ると、みんなと同じ土台に乗ることとなるため、親も焦ってしまう部分がある。それは、別に焦らなくてもいいということ、しっかりと伝えていくことも必要であると思っている。中学生や高校生になってから、体力が追いついてくる子どももいるわけである。したがって、それぞれの子どもの成長に合わせて考えるということ、同じ学年であっても、4月2日生まれの子と3月31日生まれの

子では全然違うことから、できないことをできるようにあおるのではなく、うまくサポートをすることが重要であると考えます。

例えば、スポーツ少年団などでは、同じ学年でも早生まれの子どもと、そうではない4月、5月、6月生まれの子どもとでは、体力が全然違う。小学校低学年では、体格も全然違うということで、どうしたって同じ土台に乗ることはできない。

体力面では、早生まれの子の方が不利なケースが多く、そのため、小学校のうちはなかなか芽が出て来ない。サッカーでボールを蹴る力なども、4月、5月生まれの子と、2月、3月生まれの子では、始めたときには差があるが、小学校高学年や中学生、場合によっては高校生になってから、それが逆転するケースも非常に多いということがあつる。そう考えれば、あまりあおらず、それぞれの子どもの体力に合わせていくということであり、大人になってからどんどん光つてきて、それぞれの良さがきちんと見えてくればいいたらうと考えるものである。幼児の時期に、きらりと光る子をたくさん育てよう意識しなくてもいいのではないかと思う。

佐 竹 委 員

もう一つ、「想像力」、「イメージーション」をこのプログラムの中に入れていただきたい。「それは、ここの部分から連想できます。」ではなくて、フレーズとして、是非、入れてほしい。

例えば、「徒競走で1位になりたいときは、まず、頭の中でそのシミュレーションをしなさい。」と教える。スポーツ界ではそうであるし、演劇などもそうである。小説を読んだらその小説の主人公になれるといった想像力。この想像力は、本当に色々な子どもたちを育ててくれるものと感じている。しかしながら、今は本離れが進んでいるということもあり、子どもたちは、テレビなどの映像であるとか、漫画本などがすごく売れている状況であるとか、全て「絵」として出来上がったものをそのまま受け入れ、そして自分に転化してしまうという傾向が強いという危機感がある。

この本を読まないというのは、面倒くさいから読まないということが、想像をするのが面白くない、好きではないという形になってくる。私としては、想像力のある子どもたちが伸びていくと思っているので、想像力をたくさん育てることができるよう場面をつくってほしいと思うものである。もちろんそこには、想像しなくてもいい社会を、私たちがつくってしまっているという反省もある。

経験上の話になるが、中学校に行つて、「皆さん、今から右脳と左脳と心の三位一体を経験してもらいます。今から私になることを想像して、一緒にこうしましょう。」というような話をすると、子どもたちは本当にそうなつたように感じることが出来る。自分をその世界にナビゲートしていくことができる。そういう力が子どもたちにはあるので、それを是非、育ててあげたいと痛切に感じており、その子どもたちの感性を、大人になっていく途中のどこかで断ち切りたくないという思いである。

「この中で本を読んでいる人はいますか？」と大人に聞いたりすると、30人いたら1人か2人しか手を挙げない。むしろ子どもの方が手を挙げる。それでも、小学生だと全員が手を挙げるが、中学生になるとグツと少なくなつてしまひ、高校生ではもうパラパラとなる。それは、現実を見据えるということで、どこかワクワクする気持ちをなくしてしまつていると感じられる。しかしながら、現実が現実として、想像力を持っていれば、まだまだ伸びていくことができると考えるので、そういう部分について、幼児期のうちから身につけることができるような取り組みがあつてほしいと思うものである。

委 員 長

私からも要望を申し上げたい。一つには、教育委員会が福祉と連携した取り組みを行うことは結構なことであるが、子どもの教育、幼児の教育ということを考えるときには、

生涯学習との連携というのを欠かすことができない。つまり、子育ての方法について、現代社会ではその様子が相当に変わってきている。恐らく、私の母親世代では、いわゆる昔からの子育てが中心であって、それを変革するという時代であったと思う。そして、私たちが子育てをする頃になると、核家族が当たり前になり、子育ての先人がいないため、いわゆる育児書に頼って、一生懸命に子育てを行う。しかしながら、当然のごとくあまり自信があるわけではない。そういう点から、「地域で子どもを育てよう」、「親とはこうするといい。」という話を、子どもが育つ地域の中で、何らかの形でそういう環境をつくっていくことが大切であると感じている。

私の経験から言えば、仲間ができるとその仲間同士で色々と助け合う。出産経験のある人たちから、「心配することはない。」というような話などが伝わってくる。そのようなつながりが、昔は大家族の中でしていたことの一部を代替しているという気がしているので、そのような仕掛けをつくるにはどうすればいいかという話である。

それと、子どもというのは、親が色々なことを教えても、結局のところ親の背中を見て育つ。親がひたむきに生きていること、何かを工夫していること、社会を変えようとしていることなど、そういったものを見て育っていく。そういう意味では、やはり地域社会や親が、本気で物事に取り組んでいるというような地域をつくるのが、学力の向上にもつながっていく要素ではないかと思うところである。

かつては公民館などが地域を牽引して、社会を変えようとする流れをつくろうとしていたと思うが、時代とともに、その意味合いが変わってしまった感がある。今、申し上げた部分について、時代に合うような何かの仕掛けを、是非、構築してほしいという気持ちである。

実際に地域社会の中では、その公民館であったりするものを地域の経済活動をつくる拠点に変えようという動きがある。教育委員会としても、そのようなところに入り込むということ、あるいは、子どもの人生、地域社会の将来、親世代への教育ということに取り組む「芽」を見つけるきっかけが、この「土台づくり」から生まれてくるのではないかという思いを持っている。

もう一つとして、先ほど話が出ていた子どもの自己否定、孤独、孤立といったことが、残念ながら、非常に小さい頃から植え付けられてしまっている。遊び場で子どもを見てみると、何かをするときには必ず、「何々してもいい？」と聞いてくる。「やりたいなら、やればいいじゃないか！」と思うのであるが、今の子は聞いてくる。これはつまり、許可をもらわなければならないような仕掛けなり仕組みになってしまっているからである。それは、親も子どもにそうしているし、おそらく幼稚園などの場でもそうであろうと思われる。そうではなく、先ほどから出て来ている「自信を持って色々なことを行える子どもを育てる」ことが重要であることから、孤立感や自己否定になるような芽を、幼児期において育まないことが必要である。

さらに言えば、子育てからつながる子どもの未来や自分たちの未来に「緊迫感」が感じられない。2010年の国勢調査をベースにした推計では、2045年の日本の人口は1億人程度で、今の8割ほどの人口になる。そのときの15歳未満の人口は9%ということであるから、大体900万人くらいになる。15歳未満で900万人ということで、単純に15で割ると、各年齢で60万人ほどしかいないことになる。先日の成人式のニュースを見ていたら、今年度の新成人は124万人ということであることから、そこ比べて半分ほどの人数になるということである。

少子化はこれまでも色々と書かれてきているが、これまで経験したことのない状況が

起きてきている。兄弟姉妹の関係を体験できる子どもが少なくなっているということ、そして、親が子どもと親しくするのはいいことであるが、親の子どもへの過干渉がもたらす問題も起きてきているということもある。

このように一世代で人口が半減するという時代に、我々がどのような手を打つべきかについて本気になって考えることをしないと、気がつけば、身の回りの経済や社会を動かしているのは、他国の人たちという日本が出現してくる。特に、経済界ではそれを頼まないと活動できない時代というのが、実はもう、すぐ目の前に来ている。そういう緊迫感がまるでない。私などは、もう随分とハラハラ、ドキドキしている気持ちにある。

これは、相当に大きな問題であり、あと30年もすると本当に子どもの人口が半分になる。その先に行くと、さらに少なくなるという状況の中で、私たちが、子どもたちにどういう未来を準備できるのか、そして、そういう子どもたちに何を学んでほしいのかということについて、スポットを当てていかなければならないと感じている。

佐々木委員 時間もだいぶ経過したところであるが、ひとつだけ。さきほどのキャッチフレーズについて、「元気いっぱい、夢いっぱい、大きく育つ”みやぎっ子”」はどうだろうか。一案として検討してほしい。

委員長 パブリックコメントや関係機関から、意見が出てきていると思うが、県民の思いには、色々と温度差があると思うので、事務局にはその点を踏まえてまとめていただきたい

教育企画室長 先ほど、委員長から、いくつか御要望や御意見をいただいたが、その中で、最初に話のあった「子育て」について、「これからは地域で子育てを支えていきましょう」という考え方については、このプログラムに盛り込んでいるところである。このプログラムを出発点として、地域の教育力の再生や再構築について、どのような仕掛けができるのか、それは正にこれからということになると考えている。

(2) 平成23年度宮城県公立学校教職員採用予定者情報交換会について

(説明者：教職員課小中学校人事専門監)

課長報告(2)を御覧願いたい。平成23年度宮城県公立学校教職員採用予定者情報交換会を、明日1月15日に実施することから、その概要を御報告申し上げる。

まず、この事業は本県では初の試みとなるものである。趣旨としては、次年度の新規採用予定者に対し、教員としての心構えやサービスの在り方について講話し、採用までの過ごし方、採用後の勤務について理解を深める機会にしたいと考えている。明日1月15日(土)午後1時から県庁2階の講堂で、仙台市採用予定者及び辞退者を除く名簿登載者376名を対象に実施することとしており、本日現在で、出席予定者は316名となっている。

交換会の内容は、教育委員会からのメッセージ、みやぎの教員からのメッセージ、質疑応答の3項目としている。教育委員会からのメッセージとして、教職員課からは「信頼される公務員としての心構えについて」を、教育企画室からは「教育振興基本計画について」を、義務教育課、特別教育支援室及び高校教育課からは「みやぎの教員として求められるもの」についてメッセージをもらうこととしている。「みやぎの教員からのメッセージ」については、現職の小学校・中学校・高等学校の教諭及び小学校の養護教諭、栄養教諭の5名から、希望あふれる内容のメッセージをもらうこととしている。「質疑応答」については、参加者から事前にもらっている8項目の質問に回答した後、当日の質問に応じることとしている。

なお、参加は任意であり、欠席者に対しては、当日の資料を教職員課のホームページに掲載することで対応するものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

勅使瓦委員 今回の情報交換会について、今年の4月採用者が対象ということで、いい試みである
と考える。確認であるが、4月採用予定者の「事前研修」というものは、毎年どのくら
いの期間行っているのか。

小中学校人事専門監 事前研修は実施していないところである。教育事務所毎の説明や市町村教育委員会
での面談などは行っているが、県全体としては行っていないところである。

勅使瓦委員 今の話では、新規採用者が、小学校、中学校、高等学校も含めて、4月から学級担任
になることもありうるというのが学校の現状であるのか。

小中学校人事専門監 そういうこととなる。

勅使瓦委員 その点はどうか。普通、一般企業でも、マナーなども含めて何日間か研修を
開催し、新規採用者の仕事に対する心構えなどをグループ毎に教育するという時代に、
教員の世界では、そのような研修をしないというのはどうか。

小中学校人事専門監 小中学校の新任教員については、各市町村教育委員会の対応となるが、最初から担任
になる場合もあり、他の先輩教員と同じ業務を行うこととなる。ただし、新任者が入る
ということで、周りでサポートを行うが、基本的には、教員免許を有し、教育実習での
経験もあることから、採用直後から「教員」として扱うものである。

勅使瓦委員 教師としてはいいのかもしれないが、社会人としてどうかという部分で疑問を感じる。
新卒の人たちにとっては、ここで初めて社会に出ることとなる。学校は職場であること
から、職場に配置する前に、社会人としての心構えとか。何日間による合同的な研修は
必要なのではないか。ほとんどの大手企業は、1週間程度の合宿研修を経験させてから、
職場に配属している。それは、経費的な面での負担はあるとしても、必要なことである
と思うがどうなのか。

小中学校人事専門監 委員御指摘のとおりであるが、採用直後の4月段階から1学期のスタートに向けて
色々な業務が発生しており、そこから関わりをもたせるということで、集めて何かの研
修を行うには、時間的な制約が大きい。

勅使瓦委員 企業では、基本的に3月中の入社前に、新入社員を集めて、一部実習であるとか研修
を始めるのがほとんどである。何か給与的な問題などで難しいということなのか。

高橋次長 補足して説明申し上げる。4月1日が辞令交付であるため、その前に研修的なことを
行おうとすると、今回のように任意参加の形式となる。
勅使瓦委員の話のとおり、採用の前に色々な情報を採用予定者に提供し、準備をして
もらうということで、今回初めてこのような会を実施するものである。
これまで、4月1日の辞令交付の場で、教職員課による1回目の初任者研修が行わ
れ、各学校に赴任してからは、入学式の日までに配属された学校毎に職場研修や指導が
行われる。その後に、教育事務所研修や市町村教育委員会研修や指導が行われるもの
であるが、4月1日からのその間に、それらを行うことは時間的な制約から困難であるた
め、方策の一つとして、今回、採用前の情報交換会という形式で実施することとしたも
のである。

勅使瓦委員 色々なハードルがあるとは思いますが、民間企業での事前研修の内容を見ていると、同じ
屋根の下で、一つの目的のことを成し遂げるということで、横の連帯意識が生まれて、
その後の職場勤務にもよい影響を与えていると思われる。
教員の横のつながりをつくってあげるということから考えれば、初任者研修ではない、
正式な辞令交付前に何かが必要なのではないかと感じるころである。

委員長 この4月に向けてすぐということ難しいことであると思うので、教育委員会で少し
議論をしていくこととしたい。

教 育 長

今、次長から申し上げた話のとおり、4月1日の辞令交付前に、職務命令的な形で新規採用予定者を参集させることは、制度上できないという前提があるため、今回、任意の呼びかけで参集をかけたところである。

そうであっても、対象者の約8割が参集してくれており、初回としてはまずまずの状況と考えている。今後は、任意とはいえ、これをどのように充実させることができるか検討していきたい。

(3)平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の概要について

(説明者：スポーツ健康課長)

資料については、5ページから8ページまでとなる。

文部科学省が、子どもの体力の状況を把握するため、平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、その結果が発表されたものである。

まず、1の「調査概要」について、この調査は平成20年度から全国の小学校5年生と中学校2年生の男女を対象に行っているもので、本年度は、国の事業の見直しにより、小中学校とも27%の抽出状況となっている。

2の「結果概要」の表2を御覧願いたい。平成22年度は、中学校男子が全国平均値を上回っているが、小学校男女と中学校女子は全国平均値を下回っている。また、3年間の推移を見ると、若干の上下はあるものの大きな変化はない状況となっている。次に(2)の「各種目の記録」については、5ページの下の方から6ページとなっている。小中学校男女の結果について、全国平均値を基準としたグラフで見ると、握力、長座体前屈、反復横とび等は全国平均値を超える傾向が認められる。一方、落ち込みが目立つ種目は、20mシャトルラン、持久走、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げなど。中でも、立ち幅とびについては、小学校5年生女子が、残念ながら全国47都道府県中最下位という結果であった。

7ページを御覧願いたい。(3)の「体格について」は、小中学校とも、肥満傾向の子どもたちの割合が全国値よりも高い状況にあり、このようなことが、立ち幅とびや50m走など、自分の体重を移動させて行う種目に影響しているのではないかと考えられるものである。

続いて【児童生徒質問紙調査】の(1)基本的な生活習慣では、朝食を必ず食べる、睡眠時間の確保については概ね良好な状態と思われるが、「月に3回以上、土曜日に運動する割合」や、「1日のテレビ視聴時間」については、やや課題が見られる状況である。次に、(2)「1週間の総運動時間が60分に満たない児童生徒について」、つまり、運動をほとんど行わない子どもの割合となるが、男女の比較では女子の割合が高く、小学校・中学校の比較では男子が小学校で高く、女子は中学校が高いという状況である。

8ページの【学校質問紙調査】は、各学校の体力向上への取り組みについて調査した結果である。

(1)「体育・保健体育授業の以外での体力向上への取り組み」は、我が県も全国も、小学校で継続的な取り組みを行っている割合が高く、中学校では特に取り組んでいない割合が高くなっている。これは、部活動が関係していると認識しているものである。(2)では、前回の調査の結果を踏まえ、小学校・中学校ともに、体育・保健体育の授業の改善等に取り組んでいる様子が伺えるものである。

3の「今後の対策」としては、体育・保健体育の授業はもとより、運動部活動の充実や「みやぎの子ども体力・運動能力充実プロジェクト事業」を継続していくほか、「はやね・はやおき・あさごはん推奨運動」や「みやぎっ子ルルブル推進会議」が勧める「しっかり寝ル、きちんと食ベル、よく遊ブで健やかに伸びル」などの啓発取り組みを推進し、基本的な生活習慣の改善を図っていくこととしたい。さらに、宮城が有する地元のスポーツ資源や専門機関とも連携し、子どもがスポーツに親しむ機会の創出に努めるとともに、体育の指導方法等の研修などを通じて教員の指導能力を高めていきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) | 質疑なし。

1 1 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 | 次回の定例会は、平成23年2月16日(水)午後1時30分から開会する。

1 2 閉 会 午後4時41分

平成23年2月16日

署名委員

署名委員